

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：生活文化スポーツ局】

機関名称	東京都写真美術館作品資料収蔵委員会
機関種別	専門家会議
設置根拠 法令等	東京都写真美術館作品資料収蔵委員会設置要綱
設置年月日	平成14年4月1日
機関の目的 ・所掌内容	東京都写真美術館の資料の収集に必要な事項についての調査検討及び購入・受贈等に伴う価格評価の事務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。
委員数	14人 (うち、女性委員数 8人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	購入決定前の審議段階で、対象作品等を広く公開することは、作品等の借用条件に抵触する。また、寄贈者等の個人情報保護の必要性や購入検討段階の評価価格が公になることにより、購入先との契約交渉に影響を及ぼす恐れがあること、適正な評価の実施が阻害される恐れがあることなどから、一部非公開とする。
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	検討段階の作品等の評価価格に関する事項や収集しないと決定した作品等に関する事項は、契約交渉や当該作品等の市場価格に対して、影響を与える恐れがある。また、寄贈者等の個人情報の保護を図る必要がある。そのため、これらの事項については、非公開とする（最終的に了承された価格については、作品等収集後、原則公開する）。
備考	-
HPのURL	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/bunka_shisetsu/0000001650.html
問い合わせ先	生活文化スポーツ局文化振興部文化事業課 電話番号：03-5388-3158 FAX番号：03-5388-1327